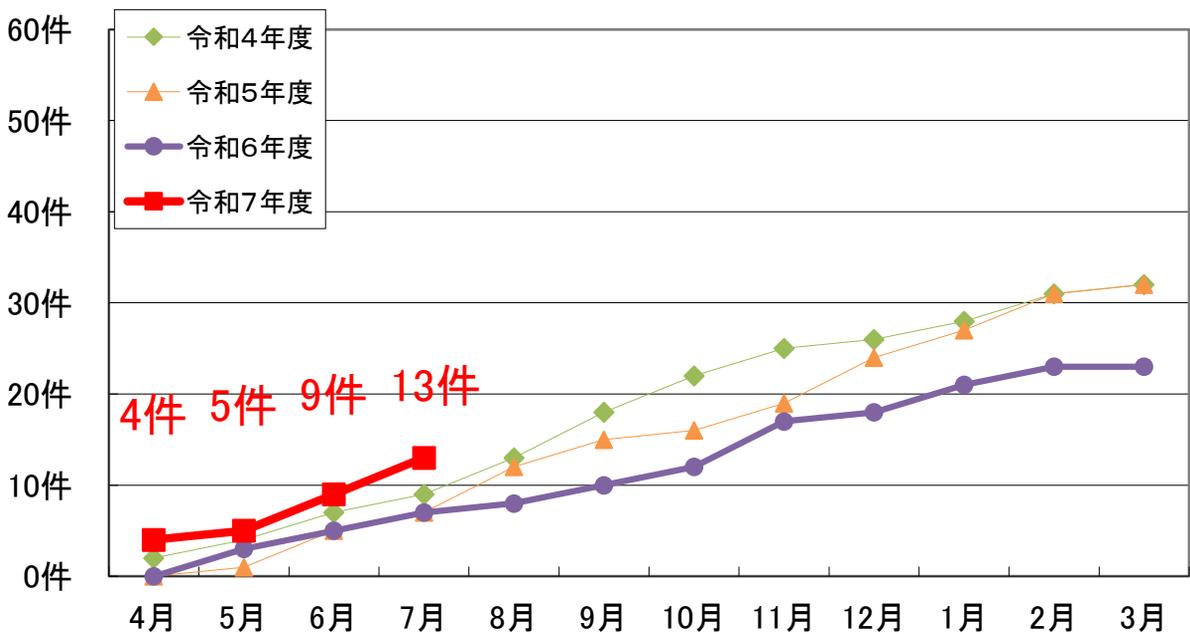


SAFETY SUPPORT NEWS

Contents

- 令和7年度工事事故発生状況（速報値）
- 工事事故の事例紹介
- 熱中症対策の強化について

過去4年間の工事事故発生状況(令和7年度は速報値)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度 累計 (月毎)	2件 (2件)	4件 (2件)	7件 (3件)	9件 (2件)	13件 (4件)	18件 (5件)	22件 (4件)	25件 (3件)	26件 (1件)	28件 (2件)	31件 (3件)	32件 (1件)
令和5年度 累計 (月毎)	0件 (0件)	1件 (1件)	5件 (4件)	7件 (2件)	12件 (5件)	15件 (3件)	16件 (1件)	19件 (3件)	24件 (5件)	27件 (3件)	31件 (4件)	32件 (1件)
令和6年度 累計 (月毎)	0件 (0件)	3件 (3件)	5件 (2件)	7件 (2件)	8件 (1件)	10件 (2件)	12件 (2件)	17件 (5件)	18件 (1件)	21件 (3件)	23件 (2件)	23件 (0件)
令和7年度 累計 (月毎)	4件 (4件)	5件 (1件)	9件 (4件)	13件 (4件)								

Topics

- ◆ 関東地方整備局発注工事における、令和7年度の累計工事事故発生件数は13件（速報値）となり、近年同月と比較すると、最も多いペースで推移しています。
- ◆ さらに、令和7年度は工事関係者が死亡する事故が1件発生しており、引き続き工事事故防止に向けた取組が必要です。

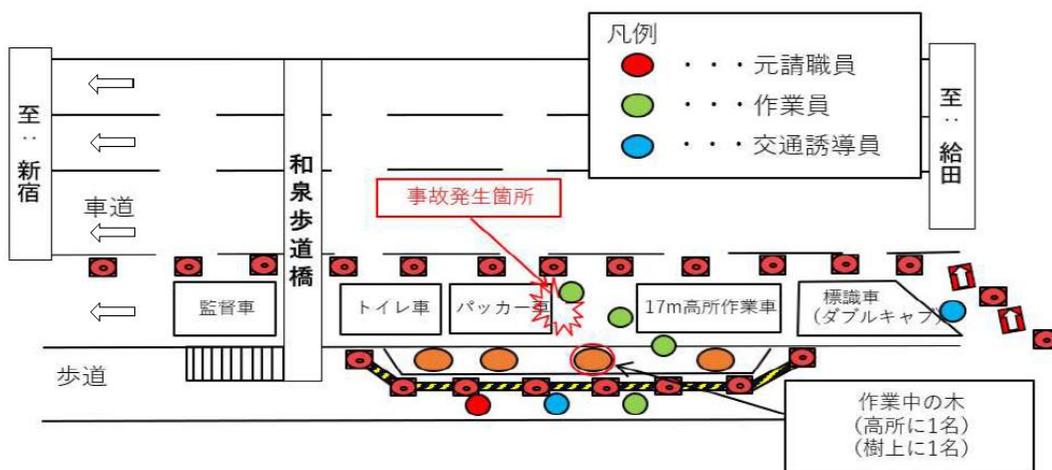


労働災害（建設機械の稼働に関連した人身事故）

▶ 剪定枝を塵芥車（パッカー車）に積み込む作業中、回転板に右手を挟まれた負傷事故の事例です。
 作業員各々へ建設機械の取扱説明書の注意事項を再度周知徹底するとともに、作業手順書どおりに作業を行うことが重要です。

事故事例（令和7年2月発生）

- ◆ 高木冬期剪定（イチヨウ）の剪定作業時に発生した剪定枝を塵芥車（パッカー車：2ト）に積み込み後、回転板を作動させた後に枝が挟まり、挟まった枝を取ろうとした際に右手（手指：4本）を挟まれ負傷した。
- ◆ 被害の程度：作業員1名負傷（中指及び薬指の開放骨折、人差し指、小指、手甲の裂傷）



<事故発生状況>



発生要因

- 塵芥車（パッカー車）の取扱説明書の注意事項（「テールゲート」の中には体や手足等を入れない）が作業員に共有されていなかった。
- 回転板の稼働を停止させてから剪定枝を撤去すべきところが回転板を停止させないまま作業を行った。

再発防止策 ※

- 塵芥車（パッカー車）の取扱説明書の注意事項を安全教育の場で周知徹底するとともに、作業手順書を作成し、稼働中に体を箱内に入れないよう徹底する。
- 万が一、剪定枝等を箱内から除去する必要がある場合は、必ず稼働スイッチを切ってから除去作業を実施する。

※ここで記載している「再発防止策」は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。



公衆損害（架空線・標識等損傷）

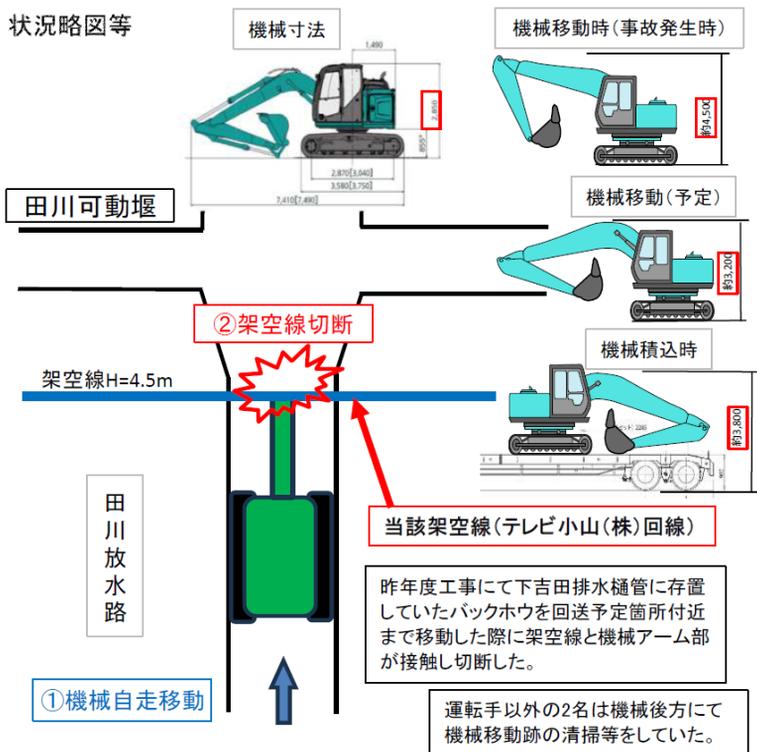
▶バックホウを現場から搬出する際に、架空線（テレビケーブル）を損傷させてしまった事例です。

建設機械のアームをあげたまま移動しないことを周知徹底するとともに、工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち調査を行い管理者に確認する等、細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

事事故例（令和7年4月発生）

- ◆0. 45m3のバックホウを現場から搬出する際に、回送場所まで自走移動していたところ、架空線（テレビケーブル）に接触し断線させた
- ◆被害の程度：架空線(テレビケーブル)1本切断 ※近隣2軒：約4時間テレビ・インターネット使用不可

状況略図等



発生要因

- 運転者の判断で他2名に機械移動跡清掃を指示し、誘導員を配置せずに1人で機械移動をしてしまった。
- 坂路走行時アームの高さを把握せず走行した。
- 架空線が存在していたことは確認していたが、高さの確認を怠っていた。
- 作業計画では架空線についての打合せをしたが、KYの際記載が抜けていた。
- 回送場所の指示が不明確であった。

再発防止策※

- 一般者の立ち入る箇所では重機を稼働する時は、誘導員を配置する。
- 重機運転手及び誘導員は、架空線やアーム高さを確認する。
- 重機回送ルート上の架空線の高さを確認し、のぼり旗を設置する。
- 作業計画に基づいた下請のKYについて、元請も確認する。
- 作業計画書等により回送場所を明確に示す。

※ここで記載している「再発防止策」は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。



公衆損害（第三者車両等に対する損害）

▶ 工事車両出入口の門扉が第三者車両を損傷させた公衆損害事故です。想定外の強風等の悪天候にも迅速に対応できる体制を構築するとともに、門扉の開閉作業をする場合は必ず監視員を設置するなど、安全対策の検討・実施をお願いいたします。

事事故事例（令和7年4月発生）

- ◆ 県道からの工事車両出入口を設置していたところ、出入口に設置してあるアルミ製の両開きの門扉が、突風にあおられ開いた状態のまま一般道の車道まで出てしまい、そこに出入口付近を走行していた大型トラックの左側の補助ミラーと接触し、ミラーが破損した。
- ◆ 被害の程度：大型トラック左側のバックミラー下の補助ミラー破損

施錠時状況



発生時の状況



破損車両写真



発生要因

- 門扉の開閉作業をする場合は必ず監視員（主にガードマン）がおり、万が一（開閉時に）門扉が動いても止めることが出来る体制としている。しかし、今回の事象発生時においては、現地作業（切土）が概成し、最後の後片付けをしている状況（車両の出入りがまばら。作業員もわずか。）であったため、監視員不在のまま門扉が開いた状態であった為、門扉が動いたときに止める事ができなかった。
- 谷原建設は气象台の情報のみに頼らず現地にも風速計を設置し観測を行っていたが、今回の事象発生時においては、施工計画書で定めている10分間の平均風速10m/秒になっていなかったため緊急点検は実施していなかった。そのような中、急に、想定外の突風（平均風速約4.1m。最大瞬間風速約10.0m）が吹き、ロープが門扉の支柱から外れて門扉が動いたものである。

再発防止策※

- 車両の出入りがある場合以外は、必ず施錠（鍵で固定）し、強風が吹いても門扉が動かない状況を確認する。門扉の開閉作業をする場合は、車両の出入りが少ない場合であっても、必ず監視員(主にガードマン)を配置する。
- 現場で突風を確認した場合は、平均風速10mに達していない場合においても緊急点検を行うこととする。現場事務所に設置している風速計に最大風速10mを超した場合に警報メールを一斉配信する仕組みを追加し、想定外の強風時も迅速に対応出来る体制を構築する。
- 上記対策が行われているかを確認するため、安全巡視記録項目に追加し、毎日点検を実施し、また想定外の強風対策を今後のヒヤリハット項目として活用していく。

※ここで記載している「再発防止策」は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

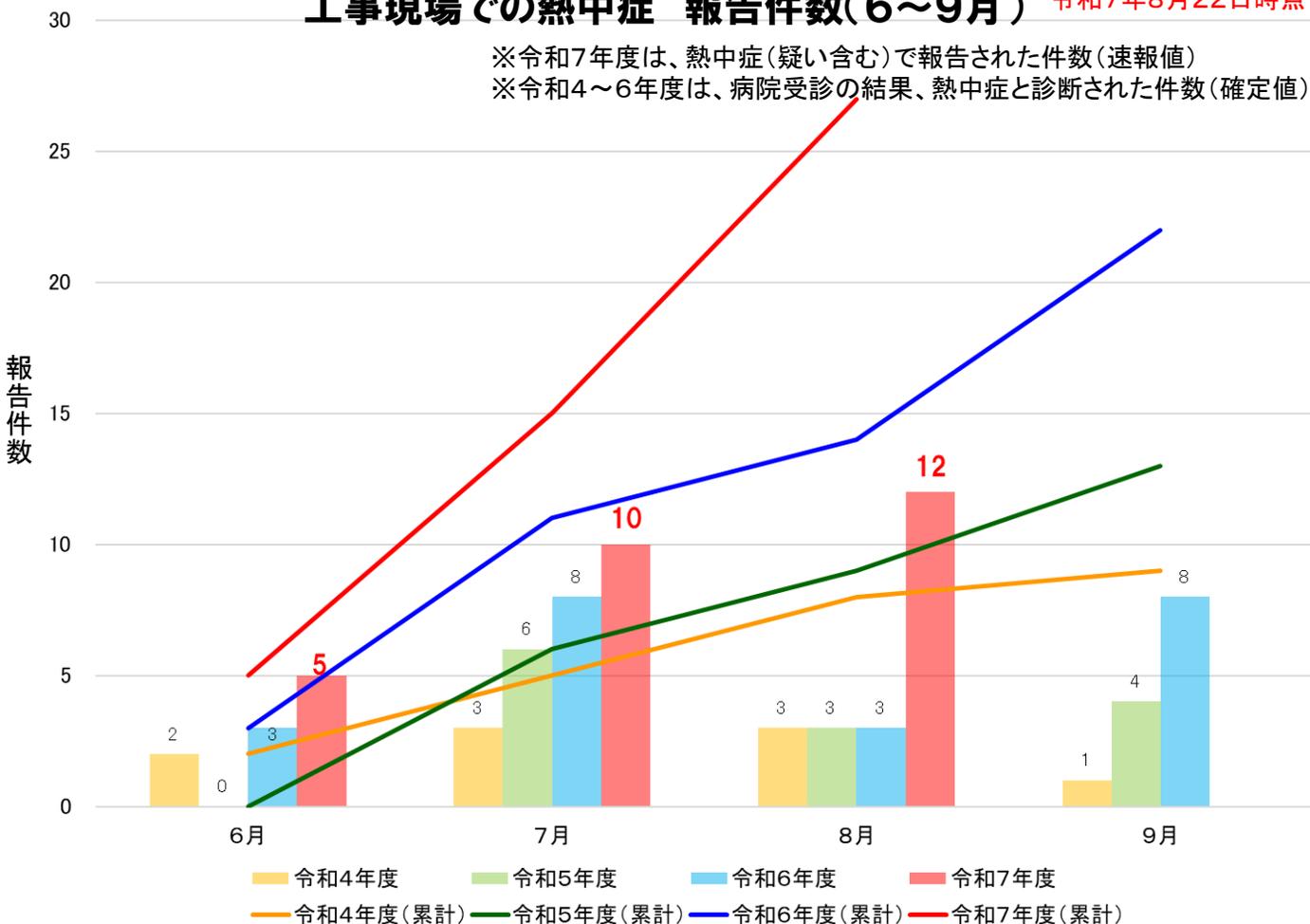


熱中症対策について

- ・熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されました。
- ・建設現場等における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、その対策が喫緊の課題となっています。

関東地方整備局管内(港湾空港除く) 工事現場での熱中症 報告件数(6~9月) 令和7年8月22日時点

※令和7年度は、熱中症(疑い含む)で報告された件数(速報値)
 ※令和4~6年度は、病院受診の結果、熱中症と診断された件数(確定値)



関東地方整備局の取り組み

- ▶熱中症対策に関わる支援を目的に、**熱中症特設サイト**を立ち上げました！
- ▶本サイトでは、関東地方整備局管内における「熱中症の発生状況」、「工事現場における対策事例」、「WBGT測定事例」について情報提供するとともに、「熱中症対策に対する費用の算定」、「工期延期の考え方」等についても公開しております。
- ▶建設事業者におかれましては、本サイトを参照頂くとともに、建設現場で作業する従事者が、安全かつ健康に作業に従事できるよう、実効性のある対策の推進をお願いします。

特設サイトURL:<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000265.html>



関東地方整備局ホームページでは、
今回ご紹介した令和7年度重点的安全対策のほか、工事事故の発生件数や
事故事例など、各種安全関係の資料を掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>



■ 問い合わせ先：企画部 技術調査課 安全施工リサイクル担当
(TEL 048-600-1332)